

語の意味理解の基準と認識的不正義*

田中凌

概要

What does one have to know about the referent of a kind term, to qualify as a speaker who is minimally competent in its use? The aim of this paper is to show how the recent discussion on *epistemic injustice*, spurred by Fricker (2007), can offer a novel approach to this question about our judgement of basic semantic-conceptual competence. To develop the discussion, I will introduce two contrasting ideas on our judgement of basic semantic competence. On the *communitarian* idea, there is some specific conception (e.g., stereotype) about the referent of a term that every speaker in the linguistic community is supposed to know, to qualify as a minimally competent user of the term (Putnam 1975). On the *individualist* idea, speakers in the community could achieve minimal competence with a term in different ways – that is, there is no single standard way of recognizing its referent that should be adopted by every competent speaker in the community (Millikan 1984). Drawing on the notion of *conceptual competence injustice*, which is formulated as a form of epistemic injustice by Anderson (2017), I will argue that the communitarian view does, but the individualist view does not, generally promote hearers' competence judgements that can create instances of epistemic injustice. Specifically, when a hearer's competence judgement is guided by the communitarian idea, a speaker can often be denied the status of a competent user of a term, merely because the speaker's conception of the referent does not match that of the majority. This could often amount to a case of conceptual competence injustice: a case where one is unjustly judged to have a lower degree of competence with a term/concept than they actually do. The upshot of the discussion is to expose the ethical-political implications of the communitarian and the individualist views on semantic competence, which have been largely neglected in the literature.

Keywords: 意味理解, 認識的不正義, 概念能力にかかわる不正義 (conceptual competence)

* CAP Vol. 17 (2026) pp. 194–216. Submitted: 2025.6.23. Accepted: 2026.4.1. Category: 研究論文(原著論文).
Published: 2026.9.7.

injustice), Hilary Putnam, Ruth Millikan

1 はじめに

本論の目的は、語の意味理解の基準をめぐるなされる言語哲学上の議論を、近年の社会認識論における認識的不正義(Fricker 2007)の議論と接続し、前者に新たな視座からアプローチすることである。

人は、他者の証言を受け入れそれに基づいて信念を形成すべきかどうかを、様々な基準に基づいて判断する^{*1}。そうした基準のひとつには、証言において用いられている語の意味について話し手がそもそも最低限理解しているかどうかというものがある(Adler 1996, Burge 1993, Goldberg 2007, 2009, Heck 1995; cf. Pollock 2021)。一般に、話し手による語の意味の認識に誤りや不完全さがまったく含まれないことは、証言による知識の伝達の必要条件ではない。例えば、「契約」という語に〈契約は書面を交わさなければ成立しない〉という誤った認識を結びつけている話者であっても(Burge 1979)、「太郎は先週新車の契約をした」といった証言を行うことが可能であり、聞き手もそれを字面通りに受け入れることで知識を獲得することができる。一方で、話し手による語の意味の認識が限度を超えて極端に混乱しているように見える場合、聞き手はふつつ話し手による証言を受け入れないし、受け入れるべきでない。例えば、〈「コップ」は数字の六を意味する〉といった認識をしている主体は「コップ」という語の理解について明らかに限度を超えた混乱をしており、この主体が「コップ」について行う証言を、聞き手は字面通りに受け入れるべきではないだろう(Goldberg 2009, 590)。

ここで、話し手がまともに証言を行うのに必要なレベルで語の意味を最低限適切に理解しているかは、どのような基準をもって判定されるべきだろうか。この問題をめぐっては、本論でそれぞれ「共同体主義」および「個人主義」と整理するふたつの異なる見方を考えることができる。共同体主義によれば、最低限必要な意味理解の有無の判定は、社会的に広く共有された何らかの公共的基準によってなされる。例えば「水」という自然種語の最低限の理解には、〈無味無臭〉、〈無色透明〉、〈液体〉などに代表される特定の標準的とされる記述をそれに結びつけていること、およびそうした記述に基づいて典型的な水の実例を認識できることなどが必要である(e.g., Putnam 1975, 191)。他方で、個人主義は、最低限の意味理解を査定するために、社会的に広く共有された基準に訴える必要があるとは考えない。例えば、幼児期に視覚と聴覚を失ったヘレン・ケラーは、視覚モダリティに依拠した〈無色透明〉という情報によって語の指示対象を捉えていなかったものの、「水(water)」という語を用いて、標準的な視覚や聴覚を持つ人々と同じものについて語ることができた(Millikan 2010, 72)。こうした話し手は、共同体の標準からは外れた仕方ではあるが、当該の語を最低限のレベルで適切に理解していると考えられることもできる。

本論では、意味理解の基準についての共同体主義と個人主義という対立軸に対して、近年の認識的不

^{*1} なお、本論で「証言」と呼ばれるものは、日常語としての「証言」(e.g., 「法廷での証言」、「当事者の証言」)が指すものとは必ずしも一致しない。Graham 2021 が指摘するように、認識論の文脈で「証言(testimony)」は広く〈言語表現を通じて命題を提示し、受け手側の信念・知識形成を促す行為〉を指し、言語哲学で「主張(assertion)」と呼ばれるものとおおむね同じような意味を持つ。

正義をめぐる議論が与える視座から新たなアプローチを試みる。ある語を用いた証言が適切にできる主体かを判断するために、社会的に広く共有された標準的記述(やそれに基づく対象の同定能力)を基準として話し手の意味理解の有無を判定することは、非標準的な仕方により語の理解を達成している話し手を証言の主体として不適切に低く評価してしまう可能性がある。これは、話し手が自分なりの仕方ですら語 *w* を適切に理解しているにもかかわらず、聞き手が標準的とみなす *w* の理解の仕方とそれが乖離していることだけを理由として、話し手による *w* の意味理解が疑われ、結果として *w* を用いた証言が受け入れられなくなるという可能性である。本論では、こうした実践はときに、知る人としての能力の点で人を不当に扱う「認識的不正義」と呼ばれる事態——そのなかでもとりわけ、「概念能力にかかわる不正義 (conceptual competence injustice)」(Anderson 2017, 2018) と呼ばれる事態——を引き起こすものとして特徴づけられると論じる。この試みの眼目は、意味理解の基準についての共同体主義と個人主義というふたつの異なる見方が持つ、倫理的・政治的な含意を明るみに出すという点にある。

本論の議論は次のように進む。まず第二節では、Anderson の議論に基づいて概念能力にかかわる不正義という概念を導入する。第三節では、意味理解の基準をめぐる共同体主義と個人主義を、それぞれ Hilary Putnam と Ruth Millikan の議論を参照して導入する。第四節では、概念能力にかかわる不正義の観点から両者を比較し、共同体主義は場合によりこの種の不正義につながりうることを指摘する。第五節では、本論の主張をより精緻化するため、ありうる反論を検討し、応答を与える。第六節は結論である。

2 概念能力にかかわる不正義: Anderson 2017

Anderson は、概念能力にかかわる不正義を次のように特徴づける。「周縁化された集団の一員が、構造的抑圧の結果として、概念的あるいは言語的能力に欠けると不当にみなされている」(Anderson 2017, 211)。彼がこの種の不正義の典型として論じるのは、以下に引用するような事例だ。(なおこの事例は主として米国のどこかにある大学という設定のもと描写されているものである。)

言語哲学のセミナーで、哲学を専攻する有色人種の女性が研究発表をしている。そこで彼女は「自然種語は固定指示子ではない (natural kind terms are not rigid designators)」という主張を行った。その場にいた一年目の院生である白人男性は、彼女の主張は偽だと判断する。ここでの彼の判断は、Kripke の『名指しと必然』についての彼なりの理解に加えて、形而上学や言語哲学といった分野において有色人種の女性はたいてい優秀でないという暗黙的な信念によっても引き起こされたものである。この暗黙的な信念は、アメリカにおいて有色人種の女性を取り囲む絡み合った抑圧のシステムから生じている、有色人種の女性に対する一般的な認識的バイアスの現れだ。この認識的バイアスに従う形で、白人男性の院生は、発表者に対して自身に対するのと比較して相当に低い度合いの信用性 (credibility) を帰属し、彼女は固定指示子の概念について彼よりも低い理解能力しか持っていない (she has less competence with the concept of a rigid designator) と判断する。一年目の院生は、発表者の議論は混乱していると誤って想定し、彼女の発表内容について積極的に考えてみようとしなない。[しかし] 実際のところ

る発表者は、『名指しと必然』が想定するような仕方で自然種語を固定指示子として理解することはできないとする、Soames 2002 の主張を動機付けているような考察を踏襲していたのだった。(ibid., 211, 強調は引用者による)

ここで生じているのは、人種やジェンダーにかかわる構造的抑圧が原因となって、主体による語や概念の理解ないし運用能力(この事例では、女性院生による「固定指示子」の理解)が不当に低く見積もられているという事態である。その結果として、そうした語や概念を用いて主体が行っている主張は、言語的・概念的に混乱した、そもそもまともな検討に値しないようなものとして処理される。いわばそうした主体は、語や概念の理解が著しく混乱しているために、何を言っているのか、あるいは何を考えているのかが、自分でもきちんと分かっていない人として取り扱われるのである。

たしかに、『名指しと必然』が哲学業界において持つ影響力もあり、固定指示子概念の標準的理解には、〈その典型例が自然種語である〉ことが事実として含まれているかもしれない。この男性院生は、『名指しと必然』を読む言語哲学入門講義の履修経験などから、こうした標準的理解を受け継いでいるのだろう。そうした自身の理解に基づいて男性院生は、「自然種語は固定指示子でない」という女性院生の主張は、「固定指示子」という語やそれが表す概念について彼女がそもそも基本的な理解すら達成できていないことを示していると判断した(「発表者は言語哲学入門の授業を受け直すべきだ!」)。しかし、女性院生は固定指示子概念を実際のところ十分理解しており、『名指しと必然』において自然種語が固定指示子として扱われていることを承知のうえで、そうした立場に対する反論を試みているのである。Anderson 自身による上記の事例は「固定指示子」という専門用語が例となっている点でややトリッキーだが、より日常的な表現についても同様の事例を容易に考えることができる。例えば、「ハラスメントは加害者に悪気がない場合でも起きる」と話し手が主張したとする。このとき、意図的な嫌がらせのみをハラスメントの典型例として理解している聞き手が、話し手による「ハラスメント」の理解には大きな混乱があると判断するでしょう(「君は何でもハラスメントと言いたいだけで、この言葉の意味をちゃんと分かっていない」)。聞き手によるこうした判断が何らかの構造的抑圧に基づいて発生している場合、それは上述の女性院生の事例と同じ仕方で、概念能力にかかわる不正義の一例となるだろう。

概念能力にかかわる不正義について、Anderson はより正確には次のような特徴づけを与えている。彼によれば、概念能力にかかわる不正義が生じるのは、以下に引用する三つの条件が満たされたときである。なお、これらは十分条件の特定であり、必要条件の特定は意図されていない^{*2}。〈訂正事項(DOI:10.17983/303311)を参照〉

- (1) 周縁化された集団のメンバーが何かしらの[...]主張を行い、かつ、
- (2) そうした主張を行うにあたってそのメンバーは自身が実際に有するよりも低いレベルの信用性を付与され、

^{*2} 当該論文においてこれら三つの条件は、「概念能力にかかわる不正義は次のときに生じる(Conceptual competence injustice occurs when)」(ibid., 212)に続く形で列挙されている。

- (3) この低い信用性判断が、関連する語や概念についてその人が実際に持っているよりも低い度合いの理解能力しか持っていないという旨の判断と共起している。

(ibid., 212)^{*3}

Anderson はこうした概念能力にかかわる不正義という現象を、Fricker 2007 の論じる認識的不正義 (epistemic injustice) のひとつの形式として位置づけている。認識的不正義とは、大まかに言って、人種やジェンダーにかかわるものをはじめとした様々な構造的抑圧により、周縁化された集団に属する人々が認識主体として不当に貶められる事態を指す^{*4}。Anderson によれば、概念能力にかかわる不正義は、認識的不正義のなかでもとりわけ認識主体による語や概念の理解ないし運用能力を不当に低く見積もるという種類の不正義である。Fricker 自身は 2007 年の著書において特に証言的不正義 (testimonial injustice) および解釈的不正義 (hermeneutical injustice) という現象を認識的不正義の主な形式として取り上げているが、Anderson は概念能力にかかわる不正義をこれらとは区別されるべき現象として同定する。とりわけ、証言的不正義は聞き手の抑圧的偏見が要因となり証言の信用性が不当に低く見積もられる現象として特徴づけられるが、概念能力にかかわる不正義は、語や概念の理解能力に向けられた不当に低い見積もりという現象に焦点を合わせる点で、これとは区別されるべき特徴を持つ^{*5}。

^{*3} 〈訂正事項 (DOI:10.17983/303311) を参照〉 Anderson 自身は概念能力にかかわる不正義が生じる事例を、主体が「概念的主張 (conceptual claim)」を行う場合に焦点を絞って定式化している。本論ではこうした限定を行わないため、引用部ではその部分のみ省略した (省略せずに引用すれば、第一の条件は「周縁化された集団のメンバーが何かしらの概念的主張を行い」となる)。Anderson が「概念的主張」と呼ぶものは当該論文において「経験的証拠に基づいてその真理を決定するための広く受け入れられた方法が存在しない主張」(ibid., 213) と特徴づけられ、「自然種語は固定指示子ではない」といった主張に加え、「最大の自然数は存在しない」、「自由意志は決定論と両立しない」、「殺人は誤っている (is wrong)」といったものがその例として挙げられている (ibid.)。概念能力にかかわる不正義について議論するにあたって「概念的主張」のみに Anderson が焦点を合わせる理由はそれほど明白ではない。推測すれば、主張の真偽について明らかな経験的証拠が挙げられうる場合、構造的抑圧に影響されて主体の主張が不当に退けられることは比較的起こりにくい (あるいは起こらない) ために、概念能力にかかわる不正義は経験的証拠によって主張の真偽が確かめにくい (あるいはできない) 場合に典型的に生じる、といった発想が働いているのかもしれない。いずれにせよ、本文でも指摘したように、Anderson の定式化は概念能力にかかわる不正義についてその必要条件でなく十分条件を述べているだけであり、概念的主張に限られない主張一般に射程を広げて彼の議論を敷衍することは自然であり、かつ以下に続く本論の議論はその意義を示していると考えられる。Anderson が概念的主張に議論の焦点を絞る動機についてより詳細に考察することも有益であろうが、本論では紙幅の都合上その作業は行わない。

^{*4} 認識的不正義の概念そのものの特徴づけについて日本語でアクセスできる文献としては、Fricker 2007 の邦訳のほか、佐藤・神島・榊原・三木編著 2024 も参考になる。

^{*5} 概念能力にかかわる不正義が、証言的不正義や解釈的不正義、あるいはその他すでに先行研究において指摘されている関連する現象 (e.g., Dotson 2012 の指摘する貢献的不正義 (contributory injustice)) には還元されない、真に独自の現象であるかという点については議論 (e.g., Podosky and Tuckwell 2017, Anderson 2018) がある。ただし、本論でこの議論の詳細に踏み込む必要はない。Anderson 自身が述べるように (Anderson 2018, 34)、仮に概念能力にかかわる不正義が (例えば) 証言的不正義の部分集合であると最終的に判明したとしても、それが特に概念や語の意味理解についての判断にかかわる現象であるという点で、証言的不正義一般についての議論とは別に取り扱われるべき重要な特殊例であると考えることができる。なお、先行研究において同定された様々な種類の認識的不正義の分類について、日本語で参照できる資料には Fricker 2007 の邦訳『認識的不正義』巻末に付された訳者解説や、榊原 2024 がある。

また概念能力にかかわる不正義は、偏見に基づいて振る舞う明白な「加害者」が常に存在するとは限らない、構造的なものでありうることを Anderson は強調する (Anderson 2018)。ある主体が語や概念の意味理解を不当に低く評価されるとき、その直接の原因として、そうした評価を行う個人の有する何らかの偏見が常に存在するわけではない。Anderson は例えば(おそらく知能テストやアメリカでの大学入試テストなどを代表とするような)標準化された試験に言及し、それは個別の問題作成者や評価者の偏見に影響されていない場合でも、構造的な問題として周縁化された集団に属する人々の概念能力を不当に低く評価するものでありうると指摘する (Anderson 2017, 215)*⁶。Anderson の考えが正しいならば、男性院生による判断が有色人種の女性に対する偏見には基づいていない場合においても、構造的な問題として女性院生はなお概念能力にかかわる不正義の被害者となりうることになる (Anderson 2018, 27–29)*⁷。

こうした Anderson の議論を踏まえて、本論では次の問いにアプローチする。主体による語や概念の理解・運用能力が不当に低く見積もられるという事態は、Anderson の意味での周縁化された集団に主体が属していない場合であっても、生じうるものではないだろうか。「周縁化 (marginalization)」という概念を、Anderson 本人は次のように特徴づけている。「周縁化された集団は、そのメンバーが直面する、交差し合った抑圧 (oppressions) の集積によって個別化される」 (Anderson 2017, 213)。かつ、ここで念頭に置かれている抑圧およびそれがもたらす周縁化は、「社会的、経済的、文化的、教育的、そして政治的」(ibid.) なものだと言われる。この特徴づけに従うならば、概念能力にかかわる不正義は、人種やジェンダーなどに関連するものをはじめとした抑圧の構造がまずあり、その構造に基づいて生じるタイプの不正義であることになる。本論ではしかし、同じ語について異なる複数の理解達成の仕方が存在し、その観点からの少数派に属することそれ自体が、主体の概念能力について不当に低い評価につながる可能性を検討する。これは、言葉や概念が社会的なリソースとして共有されるにあたって、その「習得法」には多数派と少数派という構造が生まれるという事実に着目し、それに先立って存在する社会的抑圧や周縁化とは独立に、その構造自体から生じる問題を明らかにしようとするものだ。(なお、本論の主張が Anderson の議論に対して正確にどのような関係にあるかは、こうした現象が「周縁化」という言葉によって理解されるべきかによって変化する。このことについては第五節で詳しく検討する。)

*⁶ 概念能力にかかわる不正義が明白な「加害者」の存在を必要としないという論点は、Fricker 自身が解釈的不正義について行う指摘と類似している (Fricker 2007, Chapter 7, Section 2)。ただし、Fricker 自身は解釈的不正義を、一般に加害者が存在しない純粋に構造的な現象だと特徴づけている一方で、概念能力にかかわる不正義は、偏見に基づいて振る舞う加害者が存在する場合もあるが、そうでない場合もあるという特徴を示す点で異なっている。なお、Fricker による解釈的不正義における加害者不在性の主張をめぐる論争の紹介を含んだ有益な議論としては、邦訳の訳者解説 p. 294 など参照。

*⁷ Anderson はこの点を説明するために、男性院生が女性や有色人種に対して偏見を持っておらず、単に自分の知的能力を一般に過信し万人に対して同じように不適切な判断をする人物だったという設定を論じている (Anderson 2018, 27–29)。Anderson によれば、こうした設定においても男性院生の判断は認識的不正義の事例であり、その理由は、女性院生がすでに被っている認識的な抑圧を維持しその影響をさらに後押しするという点に認められる。(したがって、男性院生の判断は、例えば白人男性の教授に対して同じような判断をするのとは異なる独自の不正さを持つことになる。)本論では、概念能力にかかわる不正義は構造的な現象であり、会話の参加者が話者に対して持つ偏見に直接基づいている必要はないという論点は受け入れるが、この特定の設定における男性院生に対する Anderson の評価が正しいことは前提しない。この点についての詳細は、第四節以降の議論において改めて議論する。

議論の主な狙いは、語や概念の理解の有無を、標準的なもの、多数派であるものとの一致という観点から無自覚に判定することそれ自体に潜む、倫理的・政治的含意を明らかにすることである。この目的を達成するため、以下では、語や概念の理解・運用能力がどのように判定されるのかについての共同体主義と個人主義というふたつの対立する立場を導入し、両者の立場が具体的な事例についてそれぞれどのような判定をもたらすかを比較することによって、議論を進める。

3 意味理解の基準についての共同体主義と個人主義

3.1 理論的背景：外在主義的意味論と意味理解の問題

語の意味理解の基準についての共同体主義と個人主義は、次のような立場として整理できる。

共同体主義：語の意味を理解していると言えるために、主体は、その語の指示対象がどのようなものであるかについて、同じ言語共同体に属する他のメンバーと広く共有された標準的な把握をしていなければならない。

個人主義：語の意味を理解していると言えるために、主体は、その語の指示対象がどのようなものであるかについて何かしらの把握をしていなければならないが、その仕方は言語共同体に属する他のメンバーのものと同一である必要はない。

以下では共同体主義と個人主義の立場を導入するために、Hilary PutnamとRuth Millikanの論述をそれぞれ手短かに紹介する。これらの論者は一般名、とりわけ「水」や「トラ」といった自然種語を中心例として議論を進めるため、本節でもそれを踏襲し、以下では単に「語」や「概念」という場合には主に自然種語・概念を念頭に置く。ここでこれらの特定の論者を比較する理由は、両者がそれぞれ意味論的外在主義のよく知られた擁護者であるという共通点を持ちながら、意味理解の基準について対照的な見方を論じている点にある。以下ではまず外在主義と意味理解の問題をめぐる理論的背景を説明したあと、項を改めて両者の論述を確認する。

意味論的外在主義によれば、語の外延的意味・指示対象は一般に、話者がそれに結びつけた認知的記述といった内在的要因によって決定されるのではなく、語の使用の因果的・社会的歴史などをはじめとした、話者に外在的な要因によって決定される^{*8}。語は、個別話者が何を指示するものと思っているかとは独立に、何らかの決まった指示対象を持つのである。これにより、外在主義的な見取り図では、個々の話者による語の指示対象の把握が誤りや不確定さを含んでいる場合においても、語は依然として言語共同体においてある決まった共通の指示対象を持ちうる。Burge 1979 による「関節炎 (arthritis)」の議論はこ

^{*8} Millikanは特に目的論的意味論と呼ばれる立場に分類されるユニークな外在主義的理論を展開しているが、詳細をここで論じることはできない。彼女の立場が体系的にまとめられている最新の文献としてはMillikan 2017を参照。

の点を端的に示す古典的な例である⁹⁹。Burge は、「関節炎」が関節以外の炎症にも正しく適用される語だと(誤って)認識している話者を例に挙げる。この話者が、「太ももに関節炎ができたかもしれません(I may have arthritis in my thigh)」と医者に対し主張するという場面を考えよう。これに対して医者は、「その太ももが痛いのは関節炎ではありませんよ」、「関節炎は関節にしか生じません」と話者の主張を否定する。医者からの応答を受け、話者は「太ももに関節炎は生じていなかった」と先の自身の発言を訂正する。Burge によれば、こうしたやり取りの自然な記述は、患者と医者の発話における「関節炎(arthritis)」という語は同じ対象を指示しており、患者は当初それについて混乱した理解をしていたのだが、医者とのやり取りにより訂正されたというものである。もし仮に、当初患者が使用した「関節炎」という語が、患者の認識を反映して(例えば)関節以外に生じるものをも含む炎症一般を指示していたとしよう。この場合、「太ももに関節炎ができたかもしれません」という患者による主張は、患者自身の語彙における「関節炎」という語の指示対象を踏まえれば真であったことになってしまう。これに対して、患者の当初の主張はそもそも偽であり、患者は医者の診断を受けて自身の主張が偽であることを認めたという仕方での事例を記述するためには、患者と医者は最初から「関節炎」ということで同じものについて語っていた(i.e., 両者の語彙において「関節炎」は同じ対象を指示していた)とみなさなければならない。Burge によれば、この事例が示すのは、複数の話者の語彙において「関節炎」という自然種語が同じ指示対象を持ちつつも、その指示対象が何であるかということについての認識においては、個々の話者に差異が存在しうる(特にこの事例の場合、患者の認識が若干混乱している)ということである。

意味論的外在主義において、話者が語を使うことで特定の対象を指示するために必要な認知的ハードルは、一般にかなり低く設定されうる。個別の話者による認識には、語の指示対象を一意に確定できるほどの正確性や具体性はふつう求められない。しかしこうした外在主義的立場にとっても、語を理解して使っていると言えるためには話者に何が最低限求められるかということが、問題として残る。話者の使用する語が(外在主義的に定まる)ある特定の指示対象を持つのだとしても、その指示対象がどんなものなのかについて話者がまったく何の認識も持たず、単に語をオウムのように繰り返すことしかしていないのであれば、話者は理解してそれを使用していることにはならないだろう。あるいは、本論冒頭で触れたように、語の指示対象についての話者の認識が著しく混乱している場合(e.g., 「コップ」が数字の六を指すと思っている場合)も同様である。そのような話者は語の基本的用法をそもそも習得していないとみなされ、その語を用いた主張や証言からなる実践への参加を認められないのではないだろうか。ほとんどの外在主義者はこのことを認め、主体が語の意味を理解して使っているとみなされるためには、例えば何らかの表面的特徴に基づいてその指示対象をある程度正しく同定する能力を持っている必要があると考える。実際、Putnam は意味論的外在主義を双子地球の思考実験などによって擁護した 1975 年の論文(“The Meaning of ‘Meaning’”)において、自然種語における「外延の決定(determination of extension)」につい

⁹⁹ なお、日本語においてこの Burge の事例を紹介する際に生じるよく知られた問題がある。日本語の「関節炎」という語は、英語の「arthritis」の場合と異なり、関節の炎症を指示することがその字面からほぼ明らかであり、「関節炎」という語の意味についての勘違いから患者が「太ももに関節炎が生じている」と主張する、という状況が英語の場合ほど自然には想定できない。日本語において違和感を生じさせない類似の事例を用いて Burge の議論を紹介することは可能だが、紙幅の都合上、本論では行わない。

ての問題と、そうした語を理解していると言えるために各々の話者に求められる「個人の習熟・能力 (individual competence)」の問題を峻別し、個別話者の頭の中にある認知的記述は語の外延決定を担わないものの、語の理解のためにどういった認識が最低限必要とされるかの観点からそれらに着目することは有益だと指摘している (Putnam 1975, 165–166; Putnam 1970, 1973 などにも類似の議論がある)。

以下では、語を最低限理解していると言えるためには何が必要とされるかをめぐるふたつの異なる見方として、共同体主義と個人主義とを導入する。次項でまず Putnam の議論から共同体主義的な見方を確認した後に、それと対比させる形で、Millikan が論じる個人主義的な見方を導入する。なお、本論の主な目的はこうした問題について Anderson の議論から新たな視座を与えることにあり、Putnam と Millikan の論じる立場が彼らの哲学的枠組みにおいてどのように動機づけられているかといった点について、詳しく議論することはできない。

3.2 共同体主義: Putnam の論述から

Putnam は、一般名詞、とりわけ「水」や「トラ」といった自然種語について、その理解を指示対象についてのステレオタイプの保有によって特徴づけることを提案した。ステレオタイプとは、「X がどのような見た目、どのような振る舞いをし、どのようなものであるか、といったことについての慣習的な[...]観念」 (Putnam 1975, 169) であり、そうしたステレオタイプはしばしば「大幅に不正確である」 (ibid.) こともある。すなわち、ステレオタイプとは語の指示対象が「典型的には大体どういうものか」についての大雑把な通念のようなものであり、語の外延を指定する必要十分条件にはまったく及ばないが、そのカテゴリーに含まれる少なからぬ事例を同定するためにはそれなりに有用なヒューリスティクスである。例えば「鳥」の指示対象のステレオタイプには「翼で空を飛ぶ」ことが含まれ、それはハトやスズメといった鳥の典型例に当てはまるが、一方でそうしたステレオタイプが当てはまらないが依然として鳥であるようなものは、ペンギンなどをはじめとしていくらかでも存在する。ステレオタイプは指示対象の正しい同定という観点からは単なるヒューリスティクスに過ぎないことを認めたとうえで、Putnam はそれでもなお一般名詞、とりわけ自然種語の意味を理解できていると言えるために、主体はこうした指示対象についてのステレオタイプを持ち、それに基づいて語の外延に含まれるものを多少なりとも正確に同定できることが必要だと提案した^{*10}。

ここで興味深いのは、ある語を理解していると言えるために、主体は何かしらの特定のステレオタイプを持つことが求められるという共同体主義的な考えを Putnam が明示的に論じている点である。例えば Putnam は次のように述べる。

この見解において、「トラ (tiger)」が何を意味するか知っている[...]人には、典型的なトラは縞模様であることを知っていることが求められる。より正確には、トラについてのあるひとつのステレオタイプが(主体は他のステレオタイプもまた持っているかもしれないが)、言語共同体というものによって求められる。主体にはこのステレオタイプを持つこと、またそうすることが義務であることを(隠伏的に)知っていることが

^{*10} 外在主義およびステレオタイプによる意味理解についての Putnam の立場は、Putnam 1970, 1973, 1975 に加えて Burge による注解 (Burge 2013) が参考になる。

求められる。このステレオタイプは、この主体による語の獲得が成功したものであるとみなされるためには、縞模様であるという特性を含んでいなければならない。(ibid., 169–170)

この引用部において明示されているように、Putnam は語の意味の理解に必要とされるステレオタイプについて、同じ言語共同体に属する多様なメンバーによってある特定のものが共有されているという見解に立つ^{*11}。言語共同体において「トラ」という語の意味を理解していると判定されるために、主体はトラについて縞模様であるという特定のステレオタイプを持っていなければならない、それは「言語的義務 (linguistic obligation)」(ibid., 171) である。語の指示対象に結びつけられているステレオタイプには共同体を単位として標準的なものがあり、各々の話者による語の理解度は、そうした標準的ステレオタイプをどの程度共有しているかによって判定される。例えば、子供が「トラ」という語を単にオウムのように繰り返しているのではなく理解して使えるようになったと判定されるためには、〈トラは縞模様だ〉という特定のステレオタイプをもってその語の指示対象を捉えていることが求められるのである^{*12}。

意味理解についての共同体主義的な見方は自然ではあるものの、この問題について唯一可能な立場というわけではない^{*13}。以下では語の理解の基準についてこれと好対照をなす個人主義の立場を、Millikan の論述に即して導入する。

3.3 個人主義: Millikan の論述から

個人主義は、ある主体が語を理解していると言えるためには、その指示対象をそれなりに正しく同定す

^{*11} 認知言語学においてしばしば用いられるプロトタイプ概念と Putnam の論じるステレオタイプ概念とを比較し、両者は個人の認知レベルにおいてはほぼ同じ役割を果たしつつも、社会的に共有されているものという含みを持つ時点でステレオタイプはプロトタイプと決定的に異なると指摘する論者もいる (Geeraerts 2008, 27)。これは、Putnam の提案を共同体主義として整理し個人主義と対比させる本論のアプローチと類似した指摘である。また、認知言語学の枠組みを背景としつつ、意味論的外在主義やステレオタイプ概念に基づく意味理解の理論を精査する近年の研究として、Sakai 2024 がある。

^{*12} なお Putnam は上記の引用部で、語の指示対象についてある特定のステレオタイプを持つことが義務だということまでも、主体は少なくとも隠伏的に知っていなければならないという高次の条件を意味理解の達成条件に課している。このように高いハードルを課すことは Putnam の提案に含まれる興味深い要素だが、以下の議論には直接関連しないため詳しく検討しない。

^{*13} こうした Putnam の提案は、実際のところ二通りに解釈することが可能である。第一に、Putnam の提案は、人々がお互いに語の意味理解の有無や度合いを判定する際どのような基準を事実として用いているかについて、純粋な記述を与えているものと解釈されうる。第二に、Putnam の提案は、主体が語の意味理解を達成するという事実そのものが、標準的尺度との一致ということをもって成り立つというより形而上学的な主張を行っているとも解釈されうる。もし Putnam が前者の主張のみを行っているならば、彼の立場は、共同体主義的な基準に訴えて意味の理解を判定することが正しいというものではなく、単に人々は多くの場合でそうした基準を使う(ことが多いように見える)という事実の観察に留まるものとなる。Putnam が二通りの可能性のうちどちらを念頭に議論しているかという解釈上の問題は重要だが、ここで詳しく議論することはできない。この問題に取り組むためには、話者に対して外から理解を帰属するということと、その話者が事実として意味を理解しているということが持つ関係について、詳しく考察することが必要だと思われる。本論では第四節以降で、主に前者のレベルに焦点を合わせた議論を行う。すなわち、本論が扱うのは、人々が実際に意味理解をお互いに判定するときに用いる基準としては共同体主義的なものと個人主義的なものが可能であるとして、どちらを選択するかによりどのような倫理的・政治的帰結が生じるかという問題だ。

る何かしらの認識を持っていないなければならないという考えを、共同体主義と共有する。個人主義が共同体主義と対照的なのは、語の指示対象を同定するやり方として、主体は共同体において標準的とみなされる何か特定のものを共有している必要はないと考える点においてである。

Millikan は、語の理解の基準についての個人主義的な考えを、例えば次の引用部において簡潔に表明している。

「イヌ(dog)」という名前の使用者として必要なことのすべては、イヌからなるまほとりの成員を認識するのにそれなりに信頼のおけるやり方を保有しているということである。〔自然種を含んだ〕実在種の名前の異なる使用者は、それぞれがその種を認識するのにかなり異なるやり方をしているかもしれない[……]人々は、個体あるいは実在種を同定するのに何か同一のやり方を知っていなければならないわけではない[……]原理的に言えば、同じ個体や種についての情報をやり取りするとき、人々はまったくばらばらな同定の方法を使っているかもしれない。人々の思考や言葉を同じものについてのものとするのは、人々がそれなりの信頼性をもって同定しているのが同じ対象であるということだけに由来する。

(Millikan 2017, 33; 強調は引用者)

Millikan がしばしば使用する例は、幼児期に視覚と聴覚を失ったヘレン・ケラーによる語の理解である (ibid.; Millikan 2010, 72)。ケラーは視覚・聴覚モダリティを通した情報(e.g., 水は無色透明だ)によって語の指示対象を捉えてはいないが、それでもなお標準的な視覚や聴覚を持つ人々と同じものについて同じ語を用いて語ることができる。そして、自身に利用できる他のモダリティを通した情報に基づいてそうした対象をそれなりに上手く同定できる限りにおいて、ケラーはそれらの語の意味を理解していたとみなすことができる。Millikan は、「語の外延に含まれる成員を認識する何か一定のやり方として、定義的であり[……]それらの語に結びつけられた『我々の概念』『保有条件』に対応するようなものが存在するというのは、間違いなく哲学者のフィクションである」(Millikan 2010, 51)としたうえで、一般に言語によるコミュニケーションの成功は、「人から人へと受け継がれてきたような、言葉の適用についての慣習的基準や、[対象の]認識方法の使用によって、あるいはそれのみを理由にして、達成されるのではない」(ibid., 44)と主張する。Millikan の立場では、人々が同じ語を用いて同じものについて語れているということが外在主義のプロセスによって担保されれば、そうした指示対象を人々が同じ仕方で同定しているということは、言語実践が上手くいくことにとって一般に本質的ではない。このことは、語の意味を理解して使えていると言えるかを我々が判断する際に用いる基準へと反映できる。すなわち、個々の話者は言語共同体において標準的とされるような指示対象の同定の方法を身につけている必要はなく、それぞれが自身のやり方で対象を把握できていれば、最低限の意味理解を達成したとみなされうるのである^{*14}。

Millikan によれば、ある一般名を担うものが何であるかを知っていることは、ある人物についてそれが誰

^{*14} なお、Millikan はこうした個人主義的見方を哲学者としてのキャリアの初期から明示的に論じており、例えば Millikan 1984 の第九章にも関連する議論が見出される。そうした箇所において Millikan はしばしば、Putnam 1975 に言及したうえで個人主義的見方をそれと対比しながら説明している。

であるかを知っていることとよく似ている (Millikan 1984, 156; Millikan 2010, 70)。このことを見るために、リチャード・モンタギューが論理学者・言語(哲)学者としてアカデミアで有名であった一方で、実は不動産投資家としても成功しており、なおかつアカデミアと投資家コミュニティの双方においてそうした彼の「別の顔」がまったく知られていなかったという逸話を考えよう(ただし、これは Millikan 自身の挙げる例ではない)。「リチャード・モンタギュー (Richard Montague)」という名を理解している (i.e., モンタギューが誰なのか知っている) とみなされるために、話者にはモンタギューについてどのような情報を持っていることが求められるだろうか。おそらく、それぞれのコミュニティに属する人々は、それぞれに必要な仕方でモンタギューを同定できていれば十分であろう (i.e., アカデミシャンであれば有名な論理学者として、投資家であれば有名な不動産投資家として)。すなわち、当該の名前が指示する人物を同定する方法として、英語話者共同体全体において共有されるべき、唯一の標準的なものは存在しない。このことを敷衍すれば、モンタギューとの社会的関係に応じて、異なる人々はそれぞれ異なった仕方で「モンタギュー」の指示対象を同定しているのであり、彼らはみな自分に必要な仕方でその名の意味理解を達成していると言うことができる (例えばモンタギューには「教会でのオルガン奏者」としての顔もあった)。そして Millikan によれば、こうした事態は人名の場合だけでなく、一般名の場合においても当てはまる。ヘレン・ケラーは視覚モダリティを通じたステレオタイプによっては「水」の指示対象を同定していなかったかもしれないが、自身に可能な仕方で同じ自然種を同定する方法を身につけていた。その限りで、彼女は「水」の意味を十分に理解していると言えるのであり、それが英語話者共同体において標準的とされているものから多少異なることは問題とならないのである。

語の意味理解の基準についての立場として、共同体主義と個人主義のどちらが正しいのかを直接論じることが、本論の目的ではない^{*15}。以下で試みるのは、概念能力にかかわる不正義という観点から両者を見直すことで、共同体における標準との一致に理解の基準を見出すかどうかという論点を持つ、倫理的・政治的含意を明らかにすることである^{*16}。

^{*15} 共同体主義と個人主義のどちらが正しいのかを問うためには、注 13 で論じた解釈上の問題を解決することに加え、指示対象の同定の仕方が個人間で一致していないことは言語的コミュニケーションにとって大きな問題とならないという主張を裏付ける Millikan の議論を検討することも必要になる。このためには Millikan の展開する目的論的意味論の内実を詳細に見ることが必要となるため、本論で取り組むことはできない。

^{*16} なお個人主義の立場においても、個別話者の理解の有無の判定は、どこかで最終的に他者との一致に訴える必要があることは認められうる (このことについて論じることの必要性は査読者に指摘いただいた)。このとき個人主義と共同体主義との対立軸は、理解を判定する際に一致が求められる「他者」として、大きな共同体の多数派を想定するか、それともより小さな局所的集まり (それは話し手と聞き手の二人でもありうる) もそれぞれ考慮するかという点に求められることになる。この点で、本論で「個人主義」と呼ばれる立場は、「多元主義」とも適切に呼ばれうるだろう。この点において当該の立場は、他者との一致を一切問題とせず個人が自分自身との一致のみに訴えて理解を帰属することを可能にするような、もっとも過激な個人主義 (「私的言語主義」と呼ぶこともできるだろう) とは区別されうる立場である。ただし本論では、字面上の対立構造のイメージのしやすさなどから、「共同体主義」と「個人主義」というラベルを用いる選択を行った。関連する研究として Heck 1995 は、異なる話者間で同じ固有名に同じ指示対象だけではなく同じフレグ的意義を結びつけることが持つ重要性について、有益な分析を行っている (とりわけ p. 104 を参照)。

4 意味理解の基準が持つ倫理・政治的含意：認識的不正義の観点から

本節では、共同体主義と個人主義という対立軸が持つ倫理的・政治的含意を示すために、次のような議論を提示する。共同体主義に依拠すれば、個々の話者が語を理解しているかどうかは、指示対象をある特定の標準的仕方で把握しているかという基準で判定される。これは、非標準的な仕方によって語の指示対象を同定している話者に対して意味理解を帰属しないという結果をもたらす。このことは、場合によっては、主体の意味理解を不当に実際より低く見積もることに相当する。以下の議論のゴールは、共同体主義的な見方に内在するこうした問題を明示することにある。

こうした議論を具体的に展開するためには、次のような特徴を満たす事例を用いることが有益だろう。

- (1) 語 *w* は、多くの日本語話者の語彙に含まれており、原則として常に同一の対象を指示する(つまり、外延の同一性が外在主義的に確保されている)。
- (2) *w* の指示対象には、*w* を語彙に持つ多くの日本語話者が共有する、標準的なステレオタイプが存在する。
- (3) *w* の指示対象には、標準的なステレオタイプとは異なるが、指示対象を信頼のおける仕方で同定するという観点からは少なくともそれと同程度には有用な、非標準的ステレオタイプが存在する。
- (4) *w* の指示対象にそうした非標準的ステレオタイプだけを付与している話者は、それが標準的なステレオタイプではないということを主な理由として、*w* の意味を理解していないと判定される。

こうした特徴を満たすものとして、以下では現代の日本における「バセドウ病」という語の理解を題材とした仮定の事例を提示する^{*17}。

「バセドウ病」は、自己抗体による甲状腺の刺激によって甲状腺ホルモンが過剰放出される自己免疫疾患の一種を指す(Boucai 2026)^{*18}。以下、この語について上述の四つの条件を満たすような設定を考えよう。まず第一に、人体においてある特定のメカニズムによって引き起こされる疾病としてバセドウ病は自然種を形成しており、それを指示する語として、「バセドウ病」は自然種語に相当する。その限りで、「トラ」、「水」、「関節炎」といったおなじみの例と同じような仕方で、「バセドウ病」の指示対象は外在主義的に定まっていると想定できる^{*19}。第二に、「バセドウ病」の指示対象に多くの日本語話者が結びつけているステ

^{*17} 以下の議論では、この仮定の事例について行う想定が、現代の日本語話者共同体について実際に当てはまるものかどうかは前提しない。ただし読者が以下のシナリオを自然なものとして違和感なく受け取れるのであれば、それはこのシナリオが「バセドウ病」という語の使用実態をある程度よく反映したものであることを支持する証拠となる。

^{*18} 以下、バセドウ病にかかわる医学的事実の記述はすべて Boucai 2026 に基づく。

^{*19} 実際、「バセドウ病」という語による当該自然種への指示がいかに成立するかについては、外在主義のスタンダードな説明がストレートに当てはまると思われる。例えば、「バセドウ病」という語の使用と実際のバセドウ病という自然種の間に安定した情報の流れがあることや、医学の専門家集団においてその自然種を指定する「バセドウ病」の定義が存在し、一般話者はおそらく最終的にそうした専門家への意味論的委譲(semantic deference)を行うであろうことなどが、外在主義的な説明として考えられる。

レオタイプは、〈眼球突出が生じる病気〉というものであるとしよう。このことは事実からそれほど遠い想定ではなく、例えば日本でバセドウ病に罹患したことを公表している著名人には眼球突出の症状を示している患者が複数含まれる、といった要因で説明されうる。第三に、バセドウ病には他方で、甲状腺が腫れたり、大量の発汗と手足の震えが生じたりといった、眼球突出以外の症状も多く存在する。実際のところ、〈眼球突出〉というステレオタイプはまさにステレオタイプでしかなく、眼の周りに外見上の変化を伴う症状を示す患者は、バセドウ病患者全体の半数以下に留まる。ゆえに、〈眼球突出〉というステレオタイプは、たしかにバセドウ病を同定するそれなりに信頼のおける方法ではあるが、〈甲状腺が腫れる〉、〈発汗異常が生じる〉、〈手足が震える〉といったステレオタイプも、バセドウ病の同定方法としては同じ程度に信頼のおける方法である。ここでは、この後者のステレオタイプは、前者のステレオタイプに比べて、日本語話者の中では広く流布していないものと想定する。

これらの想定に基づいて、第四に、この後者のステレオタイプだけを「バセドウ病」に結びつけており、前者の標準的ステレオタイプを持っていない話者が、そのことだけを理由に「バセドウ病」という語を理解していないと判定されるという具体的事例を考えよう。

Aさんは、親戚に眼球突出を伴わないバセドウ病の患者がおり、「バセドウ病」のステレオタイプとしては〈甲状腺が腫れる〉、〈発汗異常が生じる〉、〈手足が震える〉といったものだけを持っている。ある日職場でAさんは、「おばがバセドウ病なんです」、「手足の震えとかがあって大変そうで」と同僚たちに伝える。ここで同僚たちが「見た目にも症状が出るし大変ですね」と応答したところ、Aさんは「いや別に見た目は変わらないですけど」と返す。同僚たちが不思議に思い、「バセドウ病って眼が飛び出す病気だよ」と互いに確認しあっているところ、Aさんは「なんのことですか？甲状腺が腫れて手足が震えたりする病気です」と説明した。同僚たちはここで、Aさんはおそらく「バセドウ病」の意味を勘違いしており、何か別の疾病について話しているのではないかと判断する。「言いたいのは『更年期障害』とかのことじゃないですか？」と誰かが発言すると、「いや、私も病院についていったし、診断も聞きました」とAさんは訴える。しかし同僚たちはお互いに「バセドウ病ってでも、あの有名人がなった、人相が変わるやつのことだよ」と顔を見合わせ、Aさんによる「おばがバセドウ病だ」という当初の発言は、誰にも真剣に受け取られなかった。

ここで、同僚たちは〈眼球突出が生じる〉というバセドウ病についての標準的ステレオタイプを共有している一方で、Aさんはそのステレオタイプではなく、別の同程度には正確なステレオタイプによって、「バセドウ病」を理解している。両者は語に、指示対象の同定という観点からは同程度に正確な（そして同程度に不正確な）ステレオタイプを結びつけている。そして、Aさんは「バセドウ病」の意味を理解していないのではないかという同僚たちの判断は、主としてAさんが自分たちが「バセドウ病」に結びつけたステレオタイプと一致しないものを持っているということに起因する。

職場の同僚たちによる、Aさんは「バセドウ病」の意味を理解していないという判定は適切なものだろうか。共同体主義的な基準と個人主義的な基準とは、それぞれ異なる評価を与える。共同体主義的な基準に

従えば、上記の想定のもとで同僚たちの判定は適切なものである。「バセドウ病」の指示対象について持つべき標準的なステレオタイプを、単に同じ共同体に属する人々によってもっとも広く共有されているステレオタイプという意味で解するならば、たしかに〈眼球突出〉は日本語話者共同体におけるバセドウ病の標準的なステレオタイプとなりうる^{*20}。したがって、A さんが「バセドウ病」の意味を最低限求められるレベルで理解しているかどうかを共同体主義に基づいた基準で判定する場合、話者が身につけているべきステレオタイプは〈眼球突出〉である。一方で、個人主義的基準によれば、同僚たちの判定は必ずしも適切なものではない。というのも、同僚たちが持つステレオタイプと A さんが持つステレオタイプとはそれぞれ、バセドウ病という疾病種に少なくとも同程度に正しく当てはまるものであり、その限りにおいて両者はどちらも「バセドウ病」の意味を知っていると言えるからである。たとえ〈眼球突出〉が日本語話者共同体全体としてはもっとも広く共有されているバセドウ病のステレオタイプであるとしても、その事実は他の仕方での理解達成の可能性を排除しない。

A さんによる「おばがバセドウ病だ」という主張が同僚たちによりまともに取り合われないという事態は、以下に示すいくつかの前提を置けば、Anderson の言う概念能力にかかわる不正義の一例として見ることができる。もしこれが概念能力にかかわる不正義の事例なのであれば、共同体主義はこの事例における同僚たちによる A さんの意味理解判定を適切なものとし、個人主義はそうしないという点で、両者は異なる倫理的・政治的な含意を持つ。とりわけ、後に詳しく議論するように、共同体主義に基づく意味理解の基準が話者により一般に採用されることは、こうした個別的やり取りにおいて概念能力にかかわる不正義を生み出す要因となりうる。

さて、概念能力にかかわる不正義を特徴づける三つの条件は、以下のものであった。

- (1) 周縁化された集団のメンバーが何かしらの[...]主張を行い、かつ、
- (2) そうした主張を行うにあたってそのメンバーは自身が実際に有するよりも低いレベルの信用性を付与され、
- (3) この低い信用性判断が、関連する語や概念についてその人が実際に持っているよりも低い度合いの理解能力しか持っていないという旨の判断と共起している。

(Anderson 2017, 212)

以下で示すように、第二、第三の条件について、A さんの事例がこれらの条件を満たしうることを示すのは比較的容易である。他方で、A さんの事例が第一の条件を満たすかどうかについては、A さんがここどのような意味において「周縁化された集団のメンバー」でありうるのかを明確化する必要がある。この点については、本節で基本的なアイデアを素描した後に、次節でより詳しく議論する。

まず第三の条件から見よう。A さんは、親戚の罹患経験などを通じて、「バセドウ病」の指示する疾病種を、〈甲状腺が腫れる〉、〈発汗異常が生じる〉、〈手足が震える〉といった症状を手がかりに、それなりに正

^{*20} なお先述の通り、ここではあくまでも仮想的な事例を考えており、〈眼球突出〉が事実として一般的な日本語話者にもっとも広く共有されたステレオタイプであるかどうかということに、議論の説得力は依存しない。

しく同定する能力を身につけている。また A さんが職場で言及したお婆の事例は、まさに眼球突出を伴わないバセドウ病の事例であった。ゆえに、A さんによる「バセドウ病」の理解は、少なくともこの事例について言えば、「お婆がバセドウ病だ」や「バセドウ病は手足が震える」といった証言を適切に行うために十分なものであった。このように、適切な証言を行うために十分な「バセドウ病」の理解を達成しているにもかかわらず、同僚たちが A さんについて「バセドウ病」の意味を理解していないと判断したことは、実際に持っているよりも低い「バセドウ病」の理解能力を A さんに対して帰属するものであったと言える。そしてこのことが、A さんによる「バセドウ病」に関連した発言をまともに取り合わないという同僚たちの判断の直接の原因となっている。

上記の記述が正しければ、A さんの置かれた状況が第二の条件も満たすものであることはほとんど明らかだろう。まず、A さんの聴力や記憶といった一般的な認知能力は、同僚たちの平均と変わらないという意味で標準的なものであると想定しよう。かつ、親戚はバセドウ病と医療機関で診断され、A さんはそのことをバセドウ病がどのような病気であるかの情報とともに伝えられ、病気を説明するパンフレットなども簡単に参照した、といった経緯があったとする。この状況で、A さんによる「お婆がバセドウ病だ」という主張は、それなりに信頼性の高いプロセスによって生み出された信念に、言語的に適切な表現を与えたものである。実際、A さんが同じ内容の主張を、〈甲状腺が腫れる〉、〈発汗異常が生じる〉、〈手足が震える〉といったステレオタイプが共有されている集団（例えば、医療従事者を主に含む集団）に対して行い、彼らの「バセドウ病とは何のことか」という問いに同じように答えたという状況を考えれば、A さんの主張はおおよそ信頼に値するものとして受け取られたはずであり、これは A さんの主張に対して然るべき信用性を付与するものと言えるだろう。したがって、A さんの証言は実際に付与されて然るべき信用性よりも低いものを同僚たちから与えられたとすることができる。

最後に第一の条件を確認しよう。A さんが周縁化された集団のメンバーであるならば、それはどのような意味においてだろうか。第二節で触れたように、本論の眼目は、言葉の理解達成のあり方における多数派と少数派という構造自体から（それに先立って存在する社会的抑圧とはあくまで独立に）生じる現象を明らかにすることにある。「バセドウ病」の指示対象の同定の仕方において、同僚たちは一般的な日本語話者という大きな集団において多数派であるもの（i.e., 〈眼球突出の起きる病気〉）を共有している。他方で、〈甲状腺が腫れ、発汗異常を起こし、手足が震える病気〉というステレオタイプだけを持つ A さんは、この点について少数派の立場に置かれている。さらに、この事例において A さんは、バセドウ病についてのこうした標準的なステレオタイプを共有していないがゆえに、「バセドウ病」という語をそもそも理解していない主体として、同僚たちには判定された。ここで A さんは、自身が単に多数派とは異なる仕方ですべて「バセドウ病」の指示対象を把握しているということによって、帰属されて然るべきその語の意味理解が剥奪され、その結果として「バセドウ病」を用いた証言をまともに取り合ってもらえない状況に陥っている。この点において、「バセドウ病」の意味理解の帰属という観点からは、A さんはただ少数派に属するというだけで不当な取り扱いを受ける、周縁化された集団に属するということができる^{*21}。

^{*21} なお、単に何らかの側面において少数派に属することは、倫理的・政治的に重要な意味で周縁化された集団に属することを必ずしも意味しない。A さんが「バセドウ病」理解について周縁化された集団に属すると言われうるため

ここで認識すべきは、第二節でも触れたように、概念能力にかかわる不正義(ないし認識的不正義一般)は構造的なものとして生じるという論点である^{*22}。Anderson が述べるように、そうした不正義は必ずしも個人が持つ偏見に直接由来しているとは限らない。同僚たちによる A さんの取り扱いが概念能力にかかわる不正義を生じさせるとき、そうした取り扱いは、同僚たちが A さんに対して持つ偏見に直接基づいている必要はない。A さんは見た目や喋り方、経歴や社会的身分といった点で同僚たちと大きく異なる点がなく、彼らの A さんへの対応は基本的に、社会的タイプに関連した抑圧的偏見に基づくものではないと考えよう^{*23}。そうした状況でもなお、「バセドウ病」という語の理解の仕方について少数派に属する A さんは、この点において多数派に属する同僚たちによって、「バセドウ病」の意味理解を実際よりも低く見積もられる。このことが、「バセドウ病」の指示対象についてどちらがよりよく当てはまるものであるかという観点からではなく、単にどちらが事実として広く共有されているかということに基づいてなされる場合、それは少数派の概念能力を不当に低く評価するものだと言うことができるだろう^{*24}。

以上の議論から、共同体主義に基づく意味理解の基準は、語の理解の仕方について多数派と少数派という構造がある状況において、概念能力にかかわる不正義をもたらすものであることが確認できる。共同体主義的な基準は、多数派が共有する意味理解の達成方法を標準的なものとみなして、それを尺度に共同体に属するすべてのメンバーの意味理解の有無を判定する。ここでは、主体が語に結びつけているステレオタイプが単に多数派に属するかという観点から、その語の理解ないし運用能力が評価される。ゆえに A さんは「バセドウ病」の意味を理解した主体という身分を、「バセドウ病」に結びつけたステレオタイプが単に少数派に属するという事情のみに基づいて、剥奪されることになる。一方で個人主義的な見方に立てば、語の意味理解の達成方法には様々なものが存在しうることが認識され、ある特定の 방법이単に事実として広く共有されることにより特権化されることはない^{*25}。ここにおいては、少なくとも語に結びつけたステレオタイプが多数派に属するかそうでないかということだけによって、話者の意味理解能力が

には、自身の「バセドウ病」ステレオタイプが少数派に属することによって、体系的な仕方で不当に扱われていることをより明確に示す必要がある。このことについては次節でさらに詳しく論じる。

^{*22} 本論においてこの論点を強調する必要性は、松本将平氏との議論によって気づかされた。

^{*23} これは極端な理想化だが、意味理解のあり方における多数派と少数派という本論が着目したい構造とそこから生じる影響を取り出すためには、有用なはずである。

^{*24} もちろん、冒頭で紹介した Anderson の事例のように、概念能力にかかわる不正義が個人の持つ偏見に直接起因する場合もまた多く存在する。A さんの事例においても、A さんが社会的に周縁化された集団(e.g., 「女性」、「外国人」)のメンバーであり、かつそのことが同僚に認識されている場合、A さんの概念能力に対する不当に低い評価がそうした偏見により助長される可能性がある。本文での議論のポイントはしかし、同じ語について異なる複数の理解の仕方が存在し、その観点からの少数派に属すること自体が社会的な周縁化を生じさせるという可能性を検討することにある。

^{*25} ただし、Putnam は共同体主義的な考えを描写するにあたって、語の意味理解に必要とされるステレオタイプは共同体によって異なりうるという指摘も行っている(Putnam 1975, 168–169)。Putnam の挙げる例は、「ニレ(elm)」と「ブナ(beech)」という語について、二種類の木の正確な違いを知っていることがこれらの語の意味理解・運用能力に求められるかどうかは、同じ北米英語話者集団のなかでも文化により異なりうるというものである。Putnam によれば、彼自身の属する共同体(どの集団が想定されているにしろ)においてはそうした詳しい認識は求められていないが、例えばこれらの木が文化的に重要な儀礼に使われるネイティブ・アメリカンコミュニティでは、それが求められるかもしれない。ただしここでも Putnam は、意味理解の有無を判定する基準は共同体の標準に求められるという考えを退けているわけではなく、共同体として具体的にどの集団を参照するかは場合により異なりうることを指摘しているだけである。

低く評価されることはない。

こうした議論が正しければ、個人主義の提示する語の意味理解の基準は、倫理的・政治的な観点から注目すべき、共同体主義的な基準にはない利点を持つと評価することができる。これが本論の基本的主張である。次節ではこの主張をさらに精緻化するために、Aさんの事例でほんとうに何らかの不正義が生じているのかという点についてありうる反論を挙げ、応答を与える。

5 不当性と体系性の問題: 不正義はほんとうに生じているのか

本節で検討する反論は、次のようなものである。Aさんの事例において、信頼できるプロセスに基づいて適切になされたAさんの「バセドウ病」証言は、同僚たちによってまともに検討されずしなかった。これはたしかにAさんの信用性や概念能力を実際よりも低く見積もるものかもしれない。しかし、こうした同僚たちの判断には倫理的な不当性が伴っていない。というのも、概念能力にかかわる不正義とは(少なくともAndersonの特徴づけにおいて)、人種やジェンダーにかかわるものをはじめとした抑圧の構造が原因となっていて、話者の信用性や概念能力が低く見積もられるという体系的な現象だからだ。概念能力にかかわる不正義は、「社会的、経済的、文化的、教育的、そして政治的周縁化のより広範なパターンに結びつけられた認識的周縁化の体系的パターン」(Anderson 2017, 213)の一形式であり、「そうした体系的周縁化が無いところには存在し得ない」(ibid.)のである。例えばAndersonの事例における有色人種の女性院生は、固定指示子についての研究発表だけでなく、研究生活のその他の多様な場面で類似した不当な取り扱いを受けるだろうと予測される。一方で、Aさんの事例にこのような体系性が見てとれるかは明らかではない。とりわけ、上記の議論の設定によれば、同僚たちはAさんに対し、見た目や喋り方、経歴や社会的身分などに基づいた偏見を持っていなかった。ゆえにAさんの事例には、概念能力にかかわる不正義(あるいは、より一般に認識的不正義)の事例が典型的に示す、体系性が欠けている^{*26}。実際、同僚たちが疑うのはAさんの「バセドウ病」を用いた証言能力だけであり、Aさんがバセドウ病以外の事物について行う証言については、おそらく然るべき信用性を付与できるだろう。仮に同僚たちによるAさんへの信用性帰属が不適切に低かったのだとしても、人種やジェンダーといった構造的要因に起因する場合とは異なり、Aさんに対して類似した不適切に低い信用性帰属が頻発するわけではない。したがって、これは「バセドウ病」という語を使った一回限りのやり取りで話が通じなかったという局所的な不運の事例に過ぎない。それゆえ同僚たちの判断にも、Andersonが問題としているようなタイプの不当性は伴っておらず、それは認識的不正義の一例ではない。

こうした反論に応答することは、本論の主張を明確にするうえで有用である。反論が前提とするのは、概念能力にかかわる不正義(ないし認識的不正義一般)は、人種やジェンダーに関連するものをはじめとした抑圧の構造がそれに先立って存在し、その構造に基づいて生じるという見方である。これに対して本論の眼目は、語の意味の捉え方に内在する多数派と少数派という構造自体から生じる問題を明らかにすることにあつた。すなわち、こうした多数派と少数派の構造のうえでなされる共同体主義を前提とした意味理

^{*26} このことを論じる必要性は繁田歩氏に指摘いただいた。

解の判定は、それに先立って社会に存在する様々な抑圧の構造とは独立に、それ自体において一種の体系的正当性を示しうるというのが、本論の主張である^{*27}。

ポイントは、共同体主義的な基準は、意味理解の判定で用いられる一般的態度を構成するものであり、それに基づいた判断は様々な場面で A さんのような事例を繰り返し生じさせうるということにある。同僚たちは、バセドウ病には眼球突出を伴わない症例も存在するという事実や、眼球突出以外の症状によってもバセドウ病をそれなりに正しく同定しうるという事実について知らず、したがって A さんが「バセドウ病」について(自分たちとは若干異なる仕方ではあるが)その指示対象の同定能力を持っていることに気づかなかった。これにより、A さんの「バセドウ病」証言はまともに検討すべきものとして扱われなかった。ここで、こうした同僚たちによる A さんへの信用性判断は、単なるバセドウ病についての認識不足だけではなく、意味理解の判定において一般に共同体主義的な見方を採用していることに起因すると考えてみよう。すなわち、同僚たちの判断は、自分たちとは違う仕方と言葉の基本的な意味理解を達成している人々がそもそも存在しうるという一般的な認識の欠如、あるいはそうした認識を実践に反映する一般的能力の欠如に基づいていると考えるのである。こうした状況において、A さんの受けた不当な取り扱い、体系的に生じているものと言うことができるだろう。たしかにこの事例一回に限れば、たまたま同僚たちと A さんでバセドウ病についての認識が異なっていたために生じた、単なる不運なすれ違いに見えるかもしれない。しかし、同僚たちが「バセドウ病」以外の語についても一般に多数派の意味理解のあり方を唯一可能なものとみなし、そこから外れた少数派の意味理解のあり方を考慮できないのであればどうだろうか。あるいは、そうした異なる意味理解のあり方を可能性としては認識しているが、それを個別的な文脈での意味理解の判定へと実際に反映する能力が欠如しているのであればどうだろうか。このとき、証言に用いられる様々な語の理解のあり方について多数派に属する人々は、少数派によってなされる証言を体系的な仕方でもともな検討の対象から除外し、彼らを認識主体として不当に低く評価することになる。このように、A さんの事例は、多数派のあり方が意味理解の判定基準として特権化されるという、体系的な不正義の一例として捉えられうる^{*28}。

ただし、共同体主義的な意味理解の判定基準が用いられることにより生じる認識主体の不当な取り扱いが体系的であるというのは、必ずしも(例えば女性や有色人種などの)特定の社会集団がそうした取り扱いを繰り返し被る傾向にあるのと同じ意味でそうなのではない。ここにある体系性は、語の意味理解のあり方についての多数派・少数派という構造は「バセドウ病」に限らず各々の語について存在し、そうした語のそれぞれについて、共同体主義に基づく判定は少数派に属する人々の意味理解を一般に低く見積もる効果を持つ点に存する^{*29}。集団内でどれだけ広く共有されているかという観点から、語の指示対象に結

^{*27} Anderson の議論と本論の立場との関係をこうした仕方でも明確化する必要性は査読者に指摘いただいた。

^{*28} このように、聞き手に何かしらの認識が欠如していることによって話し手に対して体系的に不利益をもたらすという事態を、Dotson は「有害な無知(pernicious ignorance)」(Dotson 2011, 238)の概念を用いて定式化している。様々なタイプの無知と、それらがもたらす認識的不正義のあり方についての有用な論考としては、Medina 2012 なども参照。本論で焦点を当てたタイプの無知を、こうした先行研究における分類を用いてどのように特徴づけられるかを示すことは、今後追求されるべき課題である。

^{*29} ただし、すでに何らかの仕方でも存在する社会集団レベルでの対比(e.g., 「標準語話者」と「方言話者」、「母語話者」

びつけられた主要なステレオタイプには多数派と少数派、標準的なものと非標準的なものという構造が不可避免的に生じる。ここで意味理解の判定基準として共同体主義的態度に基づくものが一般に用いられると、それぞれの語について、少数派に属する話者は単に少数派に属するという構造的な要因に基づいて、語の意味を理解した主体という身分を剥奪されることになる。この意味で、共同体主義的な意味理解の判定基準が用いられることで生じる認識主体に対する不適切に低い信用性判断は、体系的であり不当なものであると言える。Aさんは、例えば〈外国人〉や〈女性〉といった集団に属することによってではなく、あくまでも「バセドウ病」というひとつの語についての理解のあり方が少数派に属することによって、証言を退けられた。ゆえに、先述の通り、Aさんは「バセドウ病」以外の語について必ずしも同じような取り扱いを受けるとは限らない。それでもAさんの事例における取り扱いが体系的に生じており、ゆえに不当性を伴うものだと言えるのは、それが意味理解についての少数派と多数派という構造のうえで、意味理解の判定を共同体主義的な考えのもと行うという判定者の一般的態度から生じていると言える限りにおいてである。

翻って、同僚たちがAさんの「バセドウ病」理解を疑いその証言を退けることが、類似した事例を体系的に生じさせる一般的態度からは生じていなかったという場合において、それは「単なる不幸な事故」として捉えられうる。仮に、Aさんの同僚たちが、とりわけ自分たちと異なる経験を持つ話者は自分たちとは違う仕方で語の理解を達成していることがあるという個人主義的な態度を持っており、またそうした認識を実践に反映する一般的能力も持っていたのだとしよう^{*30}。Aさんの事例においてはしかし、時間的な制約といった事情により、そうした能力を発揮してAさんの「バセドウ病」理解を十分吟味することができなかったのかもしれない。事態がこのように記述される場合、同僚たちによりAさんの証言が退けられたことを、体系的に生じている認識的不正義の事例として考えるのはより難しくなる。

まとめれば、Aさんの事例が概念能力にかかわる不正義として特徴づけられうるならば、それは次の意味においてである。Andersonによれば、この種の不正義は、話者が周縁化された集団のメンバーであることによって被る不当で体系的な不利益として特徴づけられる。ただしAndersonは、冒頭の有色人種の女性院生の例からも示唆されるように、語や概念の理解の問題に先立ってすでに存在する抑圧の構造を念頭に、周縁化を理解していたのだった。他方で本論の提案は、語や概念の理解の仕方について少数派に属する話者が、意味理解の基準についての共同体主義的な態度を持った聞き手とのやり取りにおいて経験する困難に着目するものである。この困難は、単にそうした少数派に属するという理由のみに基づいて話者が体系的に認識的な不利益を被るという事態として理解されうる。その限りで、「バセドウ病」という語の理解のあり方についてAさんは周縁化された集団に属するということもできるだろう。ここでの体系的性はただし、ある単独の話者が繰り返し類似した不利益を被るということではなく、それぞれの語・概念について、理解のあり方が少数派に属する人々が同じパターンの不利益を被るというものであることは、人種やジェンダーといった社会的タイプにかかわる周縁化と異なる点である。

と「非母語話者」が、それぞれの語の理解のあり方における多数派と少数派という構造と体系的な形で対応する可能性は存在する。この点について本論で詳しく検討することはできない。本論ではあくまでも、語の理解のあり方についての多数派と少数派という構造そのものから生じる認識的不正義に焦点を合わせて議論を行った。

^{*30} 構造的要因で不利益を被る話者に対しこうした能力を発揮して対応することは、Frickerの概念を使えば「有徳な聞き手(virtuous hearer)」(Fricker 2007, 72)であるための必要条件として特徴づけられうるだろう。

なおここでは、語や概念の理解のあり方について少数派に属することを、「周縁化」というタームを用いては特徴づけられないという理論的な選択も可能である。そうした選択を支持する理由のひとつには、本論で論じた現象の体系性が、人種やジェンダーなどの社会的タイプに基づいた抑圧の構造に由来する体系性とは異なる特徴を示すことが挙げられるだろう。その場合、本論の議論は、こうした狭い意味で周縁化された集団のメンバーでなくともなお、概念能力にかかわる不正義の被害者にはなりうるということを示すものとなる。なお、第二節でも確認したように、Anderson は主体が「周縁化」された集団のメンバーであることを、概念能力にかかわる不正義の十分条件として挙げており、必要条件としては提示していなかった。この限りで、仮にこうした理論的選択をとったとしても、本論の議論は必ずしも Anderson の議論と対立するものではない。ただしこの方向性をとった場合、当該の現象を「周縁化」以外のどのようなタームによって特徴づけるかについて、さらなる議論が必要となるだろう。〈訂正事項 (DOI:10.17983/303311) を参照〉

6 結論

本論では、語の意味理解を判定する基準についての共同体主義と個人主義とを対比し、これに認識的不正義、とりわけ概念能力にかかわる不正義の観点から新たにアプローチすることを試みた。証言実践において、聞き手は話し手による語の意味理解ないし運用能力の有無を判定する必要がある。このとき共同体主義的基準に従えば、多数派が共有する語の意味理解の形式は標準的なものとして特権化され、それと一致しない非標準的な仕方でも語の意味を把握している主体に対し意味理解が帰属されないという帰結が生じうる。ここで語の指示対象の認識について多数派に属する人々が、自分たちとは異なる意味理解のあり方の可能性について一般的に考慮しない場合、少数派は体系的な仕方でもその意味理解能力が低く見積もられ、認識的不正義——とりわけ概念能力にかかわる不正義——の被害者となりうる。とりわけ、これはジェンダーや人種などの社会タイプに基づく既存の構造的抑圧に依存せず、同じ語に結びつけている情報 (e.g., ステレオタイプ) は話者間で一般に相違するという事実それ自体から生じうる現象であることを、本論では主張した。個人主義的基準は一方で、語の意味理解の達成の仕方として特定のものを標準として特権化しないために、意味理解の有無の判定を、個々の話者の事情と彼らが置かれた環境を踏まえ、柔軟な仕方で行うことを促進する。結果として、共同体主義的な基準は一般に概念能力にかかわる不正義を生み出すという帰結を持ち、個人主義的な基準はそうではない。本論の狙いは、意味理解の基準についての共同体主義と個人主義というふたつの異なった見方に存在する、こうした倫理的・政治的な含意を明るみに出すことにあった。本論の議論は主として仮想の事例に基づいてなされたものであるが、それが提示する新たな枠組みは、現実における様々な具体的事例についての分析を可能にするものと考えられる。

謝辞

本稿にまとめられた研究について有益なコメントをいただいた阿部裕彦、伊勢俊彦、伊藤謙佑、Peter

Graham、繁田歩、Thomas Spiegel、本田茜吏、松本将平、吉川千晴の各氏および二名の匿名査読者に感謝申し上げる。本研究は JSPS 科研費 22KJ0522 および 25K00387 の助成期間中に行われ、その内容の一部は応用哲学会第 16 回年次研究大会、ワークショップ「Epistemology@Shibaura!」、およびワークショップ「Epistemic Injustice in Japan and Beyond」において発表された。

参考文献

- [1] Adler, Jonathan E. 1996. “Transmitting Knowledge.” *Noûs*, 30: 99–111.
- [2] Anderson, Derek Egan. 2017. “Conceptual Competence Injustice.” *Social Epistemology*, 31 (2): 210–223.
- [3] ———. 2018. “Yes, There Is Such a Thing as Conceptual Competence Injustice.” *Social Epistemology Review and Reply Collective*, 7 (1): 26–35.
- [4] Boucai, Laura. 2026. “Hyperthyroidism.” *MSD Manual Consumer Version*. 2026 年 7 月 28 日閲覧。
<https://www.msdmanuals.com/home/hormonal-and-metabolic-disorders/thyroid-gland-disorders/hyperthyroidism>
- [5] Burge, Tyler. 1979. “Individualism and the Mental.” *Midwest Studies in Philosophy*, 4 (1): 73–121.
- [6] ———. 1993. “Content Preservation.” *The Philosophical Review*, 102 (4): 457–488.
- [7] ———. 2013. “Some Remarks on Putnam’s Contributions to Semantics.” *Theoria*, 79 (3): 229–241.
- [8] Dotson, Kristie. 2011. “Tracking Epistemic Violence, Tracking Practices of Silencing.” *Hypatia*, 26 (2): 236–257.
- [9] ———. 2012. “A Cautionary Tale: On Limiting Epistemic Oppression.” *Frontiers: A Journal of Women Studies*, 33 (1): 24–47.
- [10] Fricker, Miranda. 2007. *Epistemic Injustice: Power and the Ethics of Knowing*. Oxford University Press. (佐藤邦政監訳, 飯塚理恵訳. 『認識的不正義』, 勁草書房, 2023.)
- [11] Geeraerts, Dirk. 2008. “Prototypes, Stereotypes, and Semantic Norms.” In *Cognitive Sociolinguistics*, edited by Gitte Kristiansen and René Dirven, 21–44. Mouton de Gruyter.
- [12] Goldberg, Sanford. 2007. *Anti-Individualism: Mind and Language, Knowledge and Justification*. Cambridge University Press.
- [13] Goldberg, Sanford. 2009. “Experts, Semantic and Epistemic.” *Noûs*, 43 (4): 581–598.
- [14] Graham, Peter J. 2021. “Typing Testimony.” *Synthese*, 199 (3–4): 9463–9477.
- [15] Heck, Richard. 1995. “The Sense of Communication.” *Mind*, 104 (413): 79–106.
- [16] Medina, José. 2012. *The Epistemology of Resistance: Gender and Racial Oppression, Epistemic Injustice, and the Social Imagination*. Oxford University Press.
- [17] Millikan, Ruth Garrett. 1984. *Language, Thought, and Other Biological Categories: New Foundations for Realism*. MIT Press.

- [18] ———. 2000. *On Clear and Confused Ideas: An Essay About Substance Concepts*. Cambridge University Press.
- [19] ———. 2010. “On Knowing the Meaning; With a Coda on Swampman.” *Mind*, 119 (473): 43–81.
- [20] ———. 2017. *Beyond Concepts: Unicepts, Language, and Natural Information*. Oxford University Press.
- [21] Podosky, Paul-Mikhail Catapang, and William Tuckwell. 2017. “There’s No Such Thing as Conceptual Competence Injustice: A Response to Anderson and Cruz.” *Social Epistemology Review and Reply Collective*, 6 (11): 23–32.
- [22] Pollock, Joey. 2021. “Linguistic Understanding and Testimonial Warrant.” *Erkenntnis*, 88 (2): 457–477.
- [23] Putnam, Hilary. 1970. “Is Semantics Possible?” *Metaphilosophy*, 1 (3): 187–201.
- [24] ———. 1973. “Meaning and Reference.” *Journal of Philosophy*, 70 (19): 699–711.
- [25] ———. 1975. “The Meaning of ‘Meaning.’” *Minnesota Studies in the Philosophy of Science*, 7: 131–193.
- [26] Sakai, Tomohiro. 2024. *Semantic Externalism and Cognitive Linguistics*. Waseda University Press.
- [27] 榊原英輔. 2024. 「認識的不正義の分類」. 佐藤邦政・神島裕子・榊原英輔・三木那由他編著, 『認識的不正義ハンドブック』, 勁草書房, 23–43.

著者情報

田中凌(中京大学)